

令和5年第3回広尾町議会定例会 第4号

令和5年9月14日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 認定第 1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 3 認定第 2号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第 3号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 4号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 5号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 6号 令和4年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 7号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 8号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 9号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 12 発議第 7号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書の提出について
- 13 発議第 8号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 14 発議第 9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 15 発委第 4号 閉会中の委員会継続調査について
- 16 発議第10号 議員の派遣について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 7番 星加 廣保 | 9番 渡辺 富久馬 |
| 10番 小田 雅二 | 11番 旗手 恵子 |
| 12番 山谷 照夫 | 13番 堀田 成郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	村	瀬	優	
副	町	長	田	中	靖	章
会	計	理	沖	田	一	美
兼	出	室	沖	田	一	美
総	務	課	山	崎	勝	彦
総	務	課	柏	崎	弥	香
併	総	課	西	内		努
併	総	課	木	幡	幸	雄
併	総	課	木	村	正	樹
併	総	課	坂	田	邦	昭
企	画	課	山	岸	直	宏
企	画	課	鎌	田		慎
住	民	課	楠	本	直	美
住	民	課	村	中	晃	央
兼	住	課	三	浦	直	子
保	健	福	宝	泉		大
保	健	福	保	坂	一	也
兼	老人福祉センター	所長	宝	泉		大
地域包括支援センター	長		村	上	洋	子
兼健康管理センター	長		保	坂	一	也
健康管理センター	次長		三	浦	直	子
保健福祉課子育て支援室	長		浜	頭		力
兼子育て世代包括支援センター	長		浜	頭		力
認定こども園ひろお保育園	長		佐々木	み	ゆ	き
認定こども園ひろお保育園	副園長		船	田	光	恵
兼豊似保育所	所長		船	田	光	恵
特別養護老人ホーム	所長		金	石	輝	義
兼養護老人ホーム	所長		金	石	輝	義
農	林	課	及	川	隆	之
兼町営牧場	長		及	川	隆	之
水産商工観光課	長		室	谷	直	宏
水産商工観光課	長補佐		山	田	雅	樹
建設水道課	長		寺	井		真
建設水道課	長補佐		三	上	昌	樹
建設水道課	長補佐		川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター	長		寺	井		真

港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	佐 々 木 琴 葉

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、萬亀山ちず子議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 認定第1号～日程第11 認定第10号

1、議長（堀田） 日程第2、認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

本件10件は、決算審査特別委員会に付託されたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、渡辺富久馬議員、登壇の上、報告願います。

1、決算審査特別委員会委員長（渡辺） 決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和5年第3回定例会において本委員会に付託された案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会開催日、令和5年9月6日、12日、13日の3日であります。

2、事件及び審査の結果であります。認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を認定すべきものと決定しました。

以上、報告とします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論

を行います。

2020年2月に発出した新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国的に経済活動が低迷しました。本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の取扱いが2類から5類に移行されましたが、本年3月、4月から比べても、感染拡大が増加しているのが実態です。加えて、電気代や燃料費、飼肥料代の相次ぐ値上げで、住民の生活はもとより、第一次産業の農業や水産業にも大きく影響しております。

このような経済環境の下、町税等徴収については、十勝市町村税滞納整理機構による徴収は見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

学校給食費の無償化は、全国的に取り組む自治体が増加しております。今日の物価高において第3子だけでも無償化に取り組むとしたら、57万円で実施可能です。当初予算の割合は僅か0.0078%でできるわけですから、本町でも無償化の実現は喫緊の課題です。

また、ふるさと納税の使途については、広尾町民のために活用できるよう見直しをする必要があります。

全国で本町だけと言われる政治家記念館は、地方公共団体が運営すべきものではありません。築後30年超となり、基金残高も2,400万円まで減少していることから、早急に運営形態の見直しをする必要があります。

よって、本決算認定に反対します。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

3番、萬亀山ちず子議員、登壇願います。

1、3番（萬亀山） 私は、令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

令和4年度は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ、子育て支援として医療費の助成、そして出産祝い金の給付など、活力あるまちづくりの展開、地域福祉、健康予防、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容でありました。

コロナ感染症対策では、ワクチン接種をはじめ予防及び拡大防止に努め、さらには臨時交付金を活用し、住民生活の支援や産業振興に取り組み、様々な工夫を凝らし、各事務事業の遂行に尽力されたものであります。

財政運営についても、各種財政指標や地方債の現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決し

ます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 認定第5号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

2018年度、平成30年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行したところであります。このことにより、一般会計からの繰入れが削減されたため、2000年度から2017年度まで据え置かれてきた国保税が2018年度から引き上げられてきました。とりわけ2022年度の5.9%の引上げで、この2年間13.7%もの大幅な引上げとなっています。

加えて、国保税の賦課限度額は、後期高齢者支援金、介護納付金分を合わせると現行の99万円から102万円に引き上げられ、2006年度の62万円から比べると40万円もの大幅な引上げとなっております。従前の国庫負担率の49.8%に引き上げなければ、国保財政の窮迫は打開できるものではありません。

新型コロナウイルス感染により経済環境が悪化する下で、被保険者の負担増は回避すべきものがあります。

よって、本決算認定に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通議員、登壇願います。

1、5番（北藤） 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の事業は、国民皆保険を持続可能なものとするため、北海道が運営の責任主体となり、健全で安定的な維持運営を図り、被保険者の医療確保と健康の保持増進に努めているものであります。

国保税率の改正は行いましたが、国民健康保険事業の健全な運営に必要な不可欠なものであり、また、適正な会計運営がなされていることから、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第5号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和4年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和4年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

◎日程第12 発議第7号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第7号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、北藤利通議員、登壇願います。

1、5番（北藤） 発議第7号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

コロナ禍後の経済回復やロシアのウクライナ侵攻等によって肥料、飼料、燃油などの生産資材価格が急騰し高騰対策として、昨年は国をはじめ、北海道や市町村では営農継続に向けた対策を講じた。しかしながら、国の肥料高騰対策は、全国一律の価格高騰率を使用した算定のため、北海道の高騰率との乖離が大きく、価格上昇を十分に補填するような対策となっていない。

一方、6月からの新たな肥料価格が前年より値下がりしたことから、国は直接的な補填対策を行わないとして、使用量低減を定着させる協議会当たり500万円を上限とした追加対策を示した。しかし、専門的な農業を多く占める北海道にとっては、支援額が小さく経費を補う対策につながるのか懸念され、また、価格が下がったとはいえコロナ禍と比較すると依然として高い水準にある。

さらに、燃油価格の値上がりや、それと連動する電気料金の値上げで昨年同様の生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があることから、生産者の負担軽減を図る高騰対策の強化を求めるよう、下記のとおり要望する。

1、令和4年度における国の肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いため、全国一律の価格高騰率との乖離が大きく、十分な補填対策となっておらず、価格が高止まりしていることから、高騰分が確実に補填されるよう、本年度も対策を講じること。

2、ウクライナ情勢の長期化や円安傾向の中で、石油元売企業に対する補助金の削減で燃油価格が値上がりし、これと連動して電気料金も大幅に引き上がっており、国民生活のみならず地域経済を支える農業への影響も大きいことから、国の高騰対策を継続・強化すること。

また、地方に対しては、長引く物価高騰に対応できる取組が行えるよう、地方創生臨時交付金など地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は記載のとおり。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第8号

1、議長(堀田) 日程第13、発議第8号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、山谷照夫議員、登壇願います。

1、12番(山谷) 発議第8号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用して、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第9号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、山谷照夫議員、登壇願います。

1、12番（山谷） 発議第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

て。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や資金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるため必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、橋りょう、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・

強化を図ること。

7、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、港湾、上下水道、都市公園など公共施設の長寿化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

8、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第4号

1、議長（堀田） 日程第15、発委第4号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第4号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和5年第3回定例会終了後から令和5年第4回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、先進地における防災公園の運営について。

産業常任委員会、(1)、サーモンの増養殖事業について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第16 発議第10号

1、議長（堀田） 日程第16、発議第10号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発議第10号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、南十勝町村議会議長会議員研修会。

(1)、目的、議員活動研さんのため。

(2)、派遣場所、更別村であります。

(3)、期間、令和5年10月4日。

(4)、派遣議員、全議員であります。

2、十勝町村議会議長会議員研修会。

(1)、目的、議員活動研さんのため。

(2)、派遣場所、幕別町であります。

(3)、期間、令和5年11月13日。

(4)、派遣議員、全議員であります。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和5年第3回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時41分